

OSAKA求職者支援コンソーシアムの設置及び民間人材サービス事業者の登録等に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、原油価格の上昇や物価高騰など、企業経営や労働市場に影響を与える要因がある中で、大阪府（以下「府」という。）と民間人材サービス事業者が協働して求職者支援を実施することにより、求職者の早期就職と職場定着を実現することを目的として、OSAKA求職者支援コンソーシアム（以下「コンソーシアム」という。）の設置及びその運営並びに民間人材サービス事業者の登録等に関して必要な事項を定める。

(構成)

第2条 コンソーシアムは、府及び第5条の手続きにより登録された民間人材サービス事業者（以下「登録事業者」という。）で構成する。

(役割)

第3条 第1条の目的を達成するため、府と登録事業者は、協働して次の活動を行う。

(1) 府の役割

- ア 大阪府雇用対策特設ホームページの設置及び管理運営
- イ その他目的達成のために必要な活動

(2) 登録事業者の役割

- ア 登録事業者が有する求人媒体に、大阪府雇用対策特設ホームページに掲載する特集ページを作成し、掲載すること。
- イ 求職者等に対する就職支援、事業主に対する採用・職場定着支援など大阪府の雇用施策の周知に努めること。
- ウ 第1条の目的達成に資する取り組みを、大阪府と調整のもと、必要に応じて実施すること。

(登録事業者の要件)

第4条 登録事業者になることができるものは、次の要件のいずれも満たすものとする。

- (1) 第1条に定める目的に賛同していること。
- (2) 職業安定法（昭和22年法律第141号）第4条第10項に定める職業紹介事業者、又は同第11項に定める特定募集情報等提供事業者であること。
- (3) 求人媒体を有していること。
- (4) 次のいずれにも該当しない者であること。

- ア 過去1年間に、労働基準法その他の関係法令に違反したことがある者
- イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）若しくは大阪府暴力団排除条例（平成22年大阪府条例第58号）第2条第4号に規定する暴力団密接関係者（以下「暴力団密接関係者」という。）
- ウ 従業員、職員又は使用人に暴力団員又は暴力団密接関係者がある者

エ 法人にあっては罰金の刑、個人にあっては禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から一年を経過しない者

オ 公正取引委員会から私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）第 49 条に規定する排除措置命令又は同法第 62 条第 1 項に規定する納付命令を受け、その必要な措置が完了した日又はその納付が完了した日から 1 年を経過しない者

（登録の申込み）

第 5 条 登録事業者になろうとするもの（以下「登録申込者」という。）は、「OSAKA 求職者支援コンソーシアム登録申込書（様式 1）」に必要事項を記載のうえ、有料・無料職業紹介事業許可証の写しその他府が必要と認める書類を添えて、府商工労働部雇用推進室あて申込みを行う。

（登録の決定通知）

第 6 条 府は、登録申込者から前条による申込みがあった場合において、第 4 条に掲げる要件に該当すると認めるときは、登録申込者に登録を決定したことを通知する。

2 府は、登録申込者が第 4 条の要件に該当すると認められないときは、登録申込者に登録しないことを決定したことを通知する。

3 府は、登録申込者からの申込みの可否を判断するにあたり、申請に関する情報を、大阪府暴力団排除条例第 26 条に基づき、大阪府警察本部に提供することがある。

（登録事業者の公表）

第 7 条 府は、必要な範囲で登録事業者の情報を公表する。

（登録の変更）

第 8 条 登録事業者は、「OSAKA 求職者支援コンソーシアム登録申込書（様式 1）」その他申込書類の内容に変更があったときは、速やかに「変更届出書（様式 2）」を府に届け出るものとする。

（登録の解除）

第 9 条 登録事業者は、コンソーシアムへの登録を解除しようとするときは、「登録解除届出書（様式 3）」を府に届け出るものとする。

（登録の取消）

第 10 条 府は、登録事業者が次のいずれかに該当するときは、登録を取り消し、その旨を当該登録事業者に通知する。

（1）登録事業者から登録解除の届出を受理したとき。

（2）申込内容に虚偽が判明したとき。

（3）第 4 条各号に掲げる要件のいずれかに該当しないことが判明したとき。

（4）その他府が登録事業者として適格でないと判断したとき。

2 前項の規定により登録が取り消され、登録事業者に損害が発生した場合であっても、府はその賠償

の責を負わないものとする。

(コンソーシアムの設置期間)

第11条 コンソーシアムの設置期間は令和2年10月1日から令和7年3月31日とする。ただし、府がコンソーシアム廃止の意思表示をしない場合には、同じ内容で1年間更新するものとし、それ以降も同様とする。

(事務局)

第12条 コンソーシアムの事務局は、大阪府商工労働部雇用推進室に置く。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、コンソーシアムの運営等について必要な事項は、府が別に定める。

附則

この要綱は、令和2年10月1日から施行する。

この要綱は、令和3年11月30日から施行する。

この要綱は、令和3年12月1日から施行する。

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

この要綱は、令和4年7月1日から施行する。

この要綱は、令和4年10月1日から施行する。

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。